

平成26年10月31日

主文

本件再審査請求を却下する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を平成〇年〇月から停止するとした処分の取消しを求めるといことである。

第2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、心疾患による障害の状態が国民年金法施行令別表所定の障害等級2級の程度に該当するとして、障害基礎年金の支給を受けていた。
- 2 厚生労働大臣は、請求人から提出された平成〇年〇月分国民年金障害状態確認届(以下「確認届」という。)の診断書により請求人の障害の程度を診査した結果、請求人の確認届提出時の障害の程度は、厚生年金保険法施行令別表第1所定の障害等級3級の程度に該当し、国民年金法施行令別表所定の程度に該当しなくなったためとして、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、同月から障害基礎年金の支給を停止する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、平成〇年〇月〇日(受付)、標記の社会保険社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。
- 4 審査官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件審査請求は、請求人が原処分があったことを知った日から60日の審査請求期間が経過した後申し立てられたものであり、審査請求期間内に審査請求をすることができなかつたことについて正当な事由も認められないから、不適法であるとして、本件審査請求

を却下する旨の決定をした。

- 5 請求人は、なおも、原処分を不服として、当審査会に再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

- 1 本件は、請求人が原処分がされた平成〇年〇月〇日から3か月以上が経過した平成〇年〇月〇日(受付)に本件審査請求をしたという事案である。社会保険審査官及び社会保険審査会法(以下「社保審査法」という。)第4条第1項は、「審査請求は、…処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。ただし、正当な事由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。」と規定している。そこで、本件審査請求が、上記の審査請求期間内にされたものかどうか、そうでないとなれば、審査請求期間内に審査請求することができなかつたことについて正当な事由があるかどうかについて検討する。
- 2 請求人は、原処分に係る平成〇年〇月〇日付「国民年金・厚生年金保険支給額変更通知書」(以下「原処分通知書」という。)の写しを提出しているから、原処分通知書が請求人に送付されていると認められるところ、厚生労働大臣は、同日付で原処分をし、同日付の原処分通知書を作成しているのであるから、その日にこれを普通郵便に付して請求人宛に発送したものと認められる。
- 3 郵便物は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日を除き、月曜日から土曜日までの6日間において、1日に1回以上その配達を行うものとされ、郵便物は差し出された日から3日(ただし、国民の祝日に関する法律所定の休日、日曜日及び1月2日は算入しない。)以内に送達されるものとされていること(郵便法第70条第3項第3号第4号、同法施行規則第30条第3項第1号、第4項)及び受取人に交付することができない郵便物は、これを差出人に還付するものとされていること(郵便法第40条第1項)などの関係法令の各規定に社会

通念を併せると、郵便物は、差し出された日から3日以内に受取人に配達されるのが通常であると認められる。これを本件についてみるに、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日（木曜日）付で原処分をし、原処分の通知として、同日付の原処分通知書を作成し、同日、これを請求人宛に普通郵便に付して発送したのであるから、原処分通知書は、同月〇日（月曜日）までには請求人に配達され、請求人が受領し得べき状態におかれたといえるから、請求人は、同日、原処分があったことを知ったものといえることができる。

4 そして、請求人が本件審査請求をしたのは、請求人が原処分があったことを知った日の翌日（平成〇年〇月〇日）から起算して102日目である平成〇年〇月〇日であるから、本件審査請求は、社保審法第4条第1項所定の審査請求期間を過ぎた後にされたものであることが明らかである。請求人は、平成〇年〇月〇日付疎明書において、「〇月〇日に届いた年金額改定通知書を見て、すぐに「ねんきんダイヤル」へ電話したところ、〇月に通知書が来ていることを知りました。その知らせは、私の事とは思わず、平成〇年〇月〇日に死亡した母の通知だと勘違いをしていました。その時点で気付いていたならば、すぐに審査請求の手続をしていたと思います。」「〇月〇日の通知書を見るまで、障害等級が3級になったことを知らなかったし、私の症状は以前と変わっていない事を相談員に言いました。」と主張するが、これらの主張事実をもって、上記正当な事由に当たるといえることはできない。本件記録を精査するも、他に上記正当な事由があると認めることはできない。したがって、本件審査請求は、不適法な審査請求であり、その不備を補正することもできないから、これを却下すべきものである。

5 そして、当審査会に対する再審査請求が適法な再審査請求というためには、適法な審査請求を経ていることが必要と解すべきであるところ、本件審査請求は上

記のとおり不適法であり、本件再審査請求は、不適法といわざるを得ず、その不備を補正することもできないから、却下を免れない。

よって、社保審法第4条第4条、第6条により、これを却下することとして、主文のとおり裁決する。